

様式第1号（第6条関係）

## 相模原市学校給食用物資納入業者登録申請書

年 月 日

（あて先） 相模原市教育委員会 教育長 殿

相模原市学校給食用物資納入業者として登録したいので、下記のとおり申請します。なお、本申請書の記載事項は、事実と相違ないこと及び変更が生じた場合には速やかに変更届を提出することを誓約します。

### 1 本社基本情報

フリガナ		組織形態
商号又は名称		<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> その他
所在地又は住所	〒 -	
フリガナ		
代表者氏名	(代表印) 印	
電話番号		FAX 番号

### 2 市内事業所情報（本社以外に市内事業所等がある場合は、記入してください）

※契約等における権限を委任する場合は、別途「委任状」が必要です。

市内事業所等の名称		市内事業所の所在地	〒 -
電話番号	- -	FAX 番号	- -

### 3 連絡先の指定（通常の連絡先にチェック（✓）を入れ、必要事項を記入してください。）

	本社		市内事業所		その他（〒 - ）
担当者				メールアドレス	

4 店舗情報（本社ではなく市内事業所等で登録する場合は、登録する店舗の情報で記入してください）

従業員数	人 (うち配達人 人)	店舗面積 m <sup>2</sup>	倉庫面積 m <sup>2</sup>
設備情報			
主たる取引先	搬入先(仕入先)		
	納品先		

5 登録区分・取扱物資区分

I 学校別物資登録区分

登録を希望する「区別No.」欄に、チェック（）してください。（複数回答可）

区別No.	登録区分名	区別No.	登録区分名	区別No.	登録区分名
A	肉	F	冷凍食品	K	デザート
B	魚介	G	乾物・缶詰・レトル	L	野菜
C	鶏卵	H	冷蔵品	M	果物
D	豆腐	I	個袋	N	基幹物資
E	こんにゃく	J	調味料		

※配送地域区分を「5 配送地域区分（学校別物資）」で選択してください。

II 共通物資登録区分（市内全域へ同一価格で納入できることが要件）

登録を希望する場合は、「区別No.」に、チェック（）してください。（複数回答可）

区別No.	登録区分名	区別No.	登録区分名
f	冷凍食品	j	調味料
g	乾物・缶詰・レトル	k	デザート
h	冷蔵品	n	基幹物資
i	個袋		

6 配送地域区分（学校別物資） ※共通物資のみの登録の場合は選択不要です。

- ・②～⑧のすべての学校及び学校給食センターへ配送可能な場合⇒「①市内全域」のみにを入れる。
- ・①以外の場合⇒②～⑧の中から配送可能な地域区分にを入れる。（複数選択可）

<input checked="" type="checkbox"/> 欄	配送地域区分
	①市内全域 すべての相模原市立小学校(単独調理校のみ)及び給食センター

	②藤野地区 藤野小・藤野南小	※特定の学校のみの場合 〔 〕
	③緑区 当麻田小・宮上小・二本松小・橋本小・旭小・九沢小・相原小・ 大沢小・大島小・作の口小	※特定の学校のみの場合 〔 〕
	④中央区 新宿小・清新小・小山小・向陽小・田名小・田名北小・星が丘小・ 大野北小・上溝小・淵野辺小・青葉小・陽光台小・中央小・弥栄 小・横山小・富士見小・淵野辺東小・上溝南小・光が丘小	※特定の学校のみの場合 〔 〕
	⑤南区 若松小・谷口小・若草小・新磯小・緑台小・麻溝小・東林小・く ぬぎ台小・鹿島台小・上鶴間小・鶴の台小・相模台小・夢の丘小・ 相武台小・大沼小・桜台小・鶴園小・南大野小・もえぎ台小・谷 口台小・大野小・双葉小・大野台中央小	※特定の学校のみの場合 〔 〕
	⑥上溝学校給食センター	
	⑦城山学校給食センター	
	⑧津久井学校給食センター	

※ 学校給食センターは、学校給食センター単位での登録を行うもの。各対象校は以下のとおり

上溝学校給食センター：共和小・大野台小・並木小

城山学校給食センター：川尻小・湘南小・広陵小・広田小・桂北小・千木良小・内郷小・相模丘中・  
中沢中

津久井学校給食センター：中野小・根小屋小・串川小・津久井中央小・中野中・串川中・青和学園・  
鳥屋学園(令和4年度までは鳥屋小・鳥屋中)

### 登録にあたって、下記事項を確認し、✓点を入れること

- 1. 申請要領に記載された学校給食の目的について確認し、児童生徒の健全な発育及び教育に果たす役割を深く認識すること。
- 2. 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、食の安全と、厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の保健衛生の管理監督が行われていること。
- 3. 食品に関する法律およびその他の関連法令等を遵守していること。
- 4. 相模原市が求める学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力等を有し、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。また、不測

の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。

□5. 衛生検査等に係る報告(赤痢菌、サルモネラ菌、0-157の検便報告を含む)を求められた場合は、遅滞なく報告書を提出できること。また、随時の立ち入り検査等については、速やかに応じることができること。

□6. 以上の内容に反したことを理由に、相模原市学校給食用物資納入業者登録の取消を受けた場合でも、一切意義を申し立てず、またいかなる補償も求めないこと。

□7. 相模原市教育委員会が市税納付状況を調査することに同意します。